事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年１１月２０日

経済産業省経済産業政策局産業創造課

標記について、令和８年９月８日から同年１０月１６日まで、下記のとおり広く国民の皆様からの御意見を募集しました結果、本件に関して３件の御意見が寄せられました。なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

１　意見募集の実施方法

（１）意見募集期間

令和８年９月８日～令和８年１０月１６日

（２）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov)、窓口での配布

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

２　意見募集の結果

意見提出数　３件

３　寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

別紙

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	以下の内容を盛り込む事を提案をします。 １．対象事業の結果評価（コスト削減率、効率 UP%等）基準をもうけ、基準に満たない場合は、評価後対象外とする。 ２．対象事業の撤退時の現状回復の義務	事業費上昇事業適応計画の認定に当たっては、生産性の向上又は新たな需要の開拓、財務内容の健全性に関する書類等の提出を求めています。また、事業年度終了後には目標の達成状況を含む計画の実施状況に係る報告を求めています。その上で、主務大臣は、事業者が計画に従って事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、計画の変更の指示や認定の取消しを行うことができることとしています。こうした制度の運用を通じ、対象事業が計画に沿って適切に実施されることを確保してまいります。 なお、事業撤退時の原状回復の義務付けについては、他の関係法令に基づく措置との役割分担の中で適切に対応してまいります。
2	事業費上昇事業適応に対する金融支援は、原則として必要資金額が50億円以上となる大型案件を対象とし、日本政策金融公庫のツーステップ・ローン等を通じて行われます。公的資金・信用を伴う以上、指定金融機関の通常の与信審査だけでなく、国民に対する透明性と政策効果の検証を指針に明記すべきです。 第一に、認定事業者名、認定計画の概要、総事業費、融資・社債引受額、金利、期間、担保・保証、公的機関と指定金融機関のリスク分担、他の補助金・税制・金融支援との重複状況を、営業秘密に必要な配慮をした上で公開してください。公的支援相当額及び損失が発生した場合の公的負担額も公表すべきです。 第二に、認定目標を営業利益、固定資産回転率、従業員一人当たり付加価値額等の企業側の生産性指標だけで判断してはなりません。実質賃金、雇用の維持・増加、非正規雇用の処遇改善、労働時間及び安全衛生、中小取引先への価格転嫁、国内投資、地域経済への便益について、具体的な目標と年度ごとの実績を公開してください。付加価値額が人員削減だけで上昇した場合を政策効果として評価しないことも必要で	金融支援を含む事業費上昇事業適応の透明性の確保は重要であると考えています。このため、認定を行った場合には、認定の日付、認定事業者の名称及び認定計画の内容を公表するほか、各事業年度の実施状況の概要や、認定を取り消した場合の取消しの理由についても公表することとしています。他方、営業上の秘密等に属する情報まで開示することは、認定事業者に不利益を及ぼし、かえって制度の利用を妨げ、制度趣旨に反するおそれがあります。こうした透明性の確保と営業秘密の保護との均衡を踏まえ、今後の制度運用に当たってまいります。その上で、主務大臣は、事業者が計画に従って事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、計画の変更の指示や認定の取消しを行うことができることとしています。こうした制度の運用を通じ、対象事業が計画に沿って適切に実施されることを確保してまいります。 生産性の向上の目標は、制度趣旨及び既存の事業適応における目標の内容を踏まえて設定しております。 ツーステップ・ローンにつきましては、事業者による長期かつ大規模な取り組みに係る資金調達を円滑化する目的で措置される

	す。 第三に、「必要な資金の額が原則として50億円以上」とする根拠を示すとともに、民間金融だけでは資金調達が困難であること、公的支援によって初めて事業が実施可能になることを個別案件ごとに検証してください。「原則」の例外を認める場合は、判断基準、理由及び決裁記録を公開すべきです。 第四に、認定目標や賃上げ・雇用等の還元条件が未達の場合には、新規融資・社債引受けの停止、認定取消し、繰上償還、優遇相当額の回収等を可能とする規定を設けてください。ただし、外部環境の急変による単純な未達と、虚偽申請、資金の目的外使用、配当・役員報酬への不当な流用等を区別し、比例的かつ明確な措置とすべきです。 第五に、事業費の著しい増加や計画変更、企業買収、支配権変更が生じた場合には再審査を行い、その理由と追加的な公的負担を公開してください。認定、融資、監督に関与する者の利益相反を確認・排除し、審査過程と決裁記録を保存するとともに、事後的な独立検証を可能にしてください。 大型事業の利益だけが事業者に帰属し、損失が公的部門へ移転されることを防ぐため、支援の透明性、国民・労働者・取引先への還元、未達時の是正・回収措置を指針に明記するよう求めます。	ものです。当該制度趣旨に照らし、「認定事業費上昇事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること」を要件として定めております。なお、事業費上昇事業適応計画の認定が取り消された場合は、指定金融支援機関が事業者に対して繰上償還を求めることとしています。 指定金融機関がツーステップ・ローンを活用して貸付け又は社債の引受けする場合は、審査に要した資料等を適切に管理、保存することとしております。
3	生産性向上目標の数値（２以上、５パーセント以上、６パーセント以上）の根拠を概要に示してください。物価上昇に対応した事業適応の認定要件としてこれらの改善幅を設定していますが、なぜこの水準が適当なのか、過去の事業適応事例や産業統計に基づく試算が記載されていません。目標値が高すぎると認定が困難になり、低すぎると実質的な生産性向上を確保できません。設定根拠となるデータや試算を資料に追加してください。	事業費上昇事業適応における生産性向上目標の水準は、既存の事業適応計画における生産性向上目標の水準を参考としつつ同様のものとしています。いただいた御意見は、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を２件頂きました。